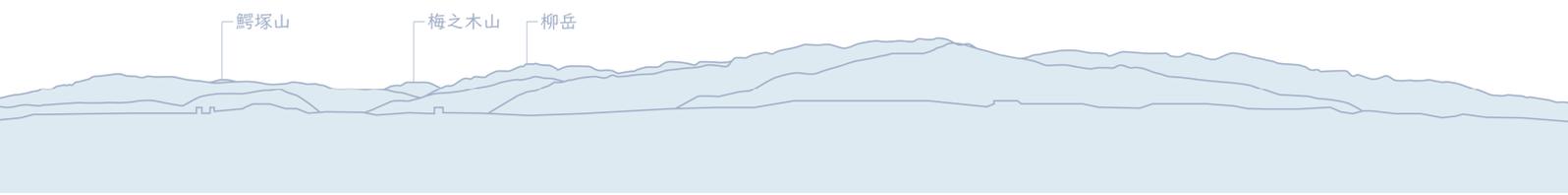


三股町公共施設の景観形成 ガイドライン

令和3年3月18日作成



鱈塚山

梅之木山

柳岳

三股町公共施設の景観形成ガイドライン 目次

序章 趣旨

- 1. 経緯 1
- 2. 公共施設が担う役割 1
- 3. 「三股町公共施設の景観形成ガイドライン」の活用方法 1

第1章 ガイドラインの位置づけ及び適用範囲

- 1. 位置づけ 3
- 2. 適用範囲 3

第2章 景観形成の基本

- 1. 景観とは 5
- 2. 景観の見え方と視点場 5
- 3. 三股町景観まちづくりの方針 6
- 4. 公共施設に求められていること 8

第3章 公共施設の景観形成の基本方針 10

第4章 公共施設の景観形成の考え方・留意点

- I 企画・構想・計画 11
- II 設計・施工 13
- III 維持・活用・管理 19

第5章 事前相談の手続きと連携体制

- 1. 事前相談の手続き 21
- 2. 庁内の連携体制の強化 21

資料編

- 景観形成引継ぎシート 22



序章 趣旨

1. 経緯

本町では、「ひと」の暮らしとともにある景観を今後どのように守り、創出し、活用しながら、次の世代に引き継いでいくのかを町民・事業者の皆さまとともに考え、動き始める契機となるよう「三股町景観まちづくり計画」（以下「計画」という。）を令和2年3月に策定しました。また、本町の特性に合わせた景観形成基準へ誘導していくため、一定規模以上の行為について事前届出の義務付けや定期的に計画の運用状況を確認する機関として「三股町景観審議会」の設置などを規定した「三股町景観条例」（以下「条例」という。）を制定し、令和2年10月1日に施行しています。

2. 公共施設が担う役割

本町の土地利用構成は、森林が約70%、田・農用地が約15%、宅地（住宅用地）が約8%、その他公共用地や河川等の豊かな自然を有する土地利用となっています。また、宅地には、低層な住宅が建ち、比較的ゆったりとしたまちなみが形成されています。

このため、道路、河川、公園、教育施設、公営住宅などの公共施設は、本町において大規模な公共空間となり、目立つ場所に位置するものが比較的多いため、視覚環境に与える影響が大きいことから、本町の景観を印象づける上で非常に重要な役割を担っています。

さらに、計画策定を契機に町民や事業者の皆さまとともに本町の良好な景観形成について、自ら考え、動き始める先導的役割も担っています。

3. 「三股町公共施設の景観形成ガイドライン」の活用方法

本書は、計画「第7章景観重要公共施設の整備に関する事項」の詳細なルールづくりとして初めて作成します。運用していく過程で、次のとおり4つの場面で活用できるツールとして作成していきます。

（1）公共施設に必要な景観形成の考え方を整理していきます。

公共施設特有の景観形成の役割を知り、「企画・構想・計画」「設計・施工」「維持・活用・管理」段階での事前確認事項や途中で検討すべき事項を整理しています。

（2）過去の事例を活かしていきます。

これまで多くの公共施設を整備し、その後、維持・管理で経験した反省や

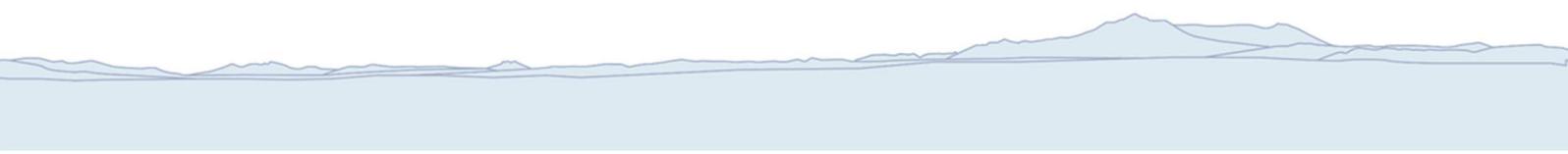
苦労していることを参考に考え方や留意点をまとめています。

(3) 発想の手がかりを見つけやすくしていきます。

先導的な役割を果たしていくために、景観アドバイザーなど専門家の助言などを受けやすいよう景観担当に窓口を設けています。

(4) 公共施設を活用し、次世代に引き継いでいきます。

整備後に必ず発生する維持管理や改良・改修の際に、景観形成の視点を確認することができる「景観形成引継シート」を作成できるようにします。



第1章 ガイドラインの位置づけ及び適用範囲

1. 位置づけ

「景観法」第4条では、地方公共団体の責務として「地方公共団体は、基本理念にのっとり、良好な景観の形成の促進に関し、国との適切な役割分担を踏まえて、その区域の自然的社会的諸条件に応じた施策を策定し、及び実施する責務を有する。」とされ、「美しい宮崎づくり推進条例」第5条では、市町村の役割として「市町村は、基本理念にのっとり、景観行政を主体的に担う者として、県との適切な役割分担を踏まえつつ、県、県民及び事業者と連携し、地域の特性を生かした美しい宮崎づくりに関する施策を推進するよう努めるものとする。」と定められています。

本町では、第6次三股町総合計画（令和3年年度～令和12年度）において、基本目標の中で「1 豊かな自然と共生し、安全で快適に暮らせる定住のまちづくり」を掲げ、住みよい住環境づくりの推進に取り組むことにしています。

そして、三股町景観条例第4条3項において「町は、先導的役割を果たすため、公共施設の整備に当たっては、良好な景観形成に努めなければならない。」としています。

以上のことから、本書は、計画「第7章景観重要公共施設の整備に関する事項」の「4. 景観重要公共施設の整備等に関する事項」の中で、今後策定するとした「公共空間の景観形成ガイドライン」として位置づけ、配置や色彩などの詳細についてルールづくりを整理したものとします。

2. 適用範囲

（1）適用の対象事業

町が実施する公共事業において、適用するものです。なお、国及び県においても、積極的な理解と協力を求めていくものとします。

次のいずれかに該当する場合は、景観担当窓口へ事前（基本設計時）に相談を求めるものとします。

- ① 計画「第7章景観重要公共施設」で掲げた公共施設のうち、予算額1,000万円以上の公共事業（継続事業を含む）

※過去に景観形成コンセプトを設定したことのある施設については、小規模な修繕であっても、合致するよう努めること。

- ② 景観重要公共施設に隣接しているなど周辺環境に影響を及ぼす恐れのある場合
- ③ 町が発注する公共建築物や工作物は、原則すべて対象とします。

(2) 適用の除外

上記(1)に該当するものであっても、次のいずれかに該当する場合は、本書の適用を除外するものとします。

- ① 緊急を要する災害復旧事業（仮復旧のみ）
- ② 人の目に触れない埋設事業（マンホールの蓋や舗装は適用対象）
- ③ 他の法令等により景観配慮が定められている事業
- ④ 工種により景観への配慮が困難な事業

第2章 景観形成の基本

※1～3は「三股町景観まちづくり計画」より抜粋

1. 景観とは

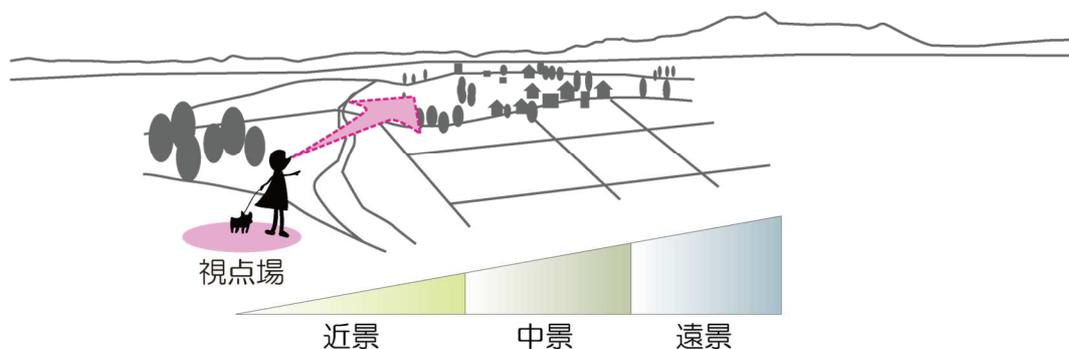
「景観」は、私たちの周りにある様々な環境が目に見える形として表れたもので、山、川などの自然、建物、道路、橋、看板などの人工物、そこで暮らすひとの営みから成り立っています。これらの要素の眺め（景）を私たちが感じる（観）ことで生み出され、この相互関係によって成り立つものだといわれています。

また、「景観」は見る人の経験や体験の積み重ねによって感じ方が変わります。「景観」の背景にあるひとの営みを知ることで、新しい価値観も生まれます。

そして、カタチとしてそこにあるものだけではなく、歴史・文化・祭り・風習・気候などの背景も「景観」の大切な一部です。

2. 景観の見え方と視点場

景観は、どこに視点を定めるかによって、見え方に違いがでてきます。今後、景観色彩や配置を考える上で、どの位置で対象物を見るかによって、各視点で見え方の違いを確認しながら、どのように調和を図ることが最善なのかを決定することが重要です。

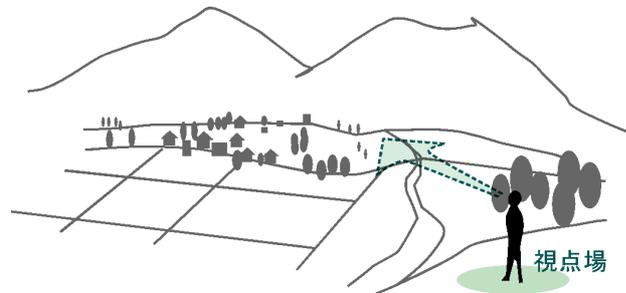


近景	中景	遠景
まちなかや住宅地などの歩いて見える風景	車窓からのまちなみ、比較的近い場所の眺望	眺望、背景となる山なみ
・建物の色や形に加え、素材や凹凸感などの細かい表情まで見える距離です。	・まちなみや集落などの個々の建物の色や形が認識できます。 ・田畑や自然など、作物の種類や樹種などもおおよそ見分けることのできる距離です。	・一般的な大きさの建物は、点状にしか見えず、背景と一体となって見えます。 ・田畑や山など、一体のまとまりとして認識できる距離です。

◇視点場について

対象とする風景をみる場所のことを指します。

ある特定の場所や、車窓から楽しむ風景の場合には、道路そのものが視点場となることもあります。



3. 三股町景観まちづくりの方針

「三股町景観まちづくり計画」では、みまたの景観まちづくりのテーマ『「めぐみ」と「暮らし」で織りなす みまたんはあと』を実現するために、私たちの「暮らし」の中にある「自然」「文化・歴史」「まち」「眺め」の4つの特性ごとに次の景観まちづくりの基本方針を定めています。

- (1) 自然と暮らし ～山、川、森林から育まれる暮らし～
 - ① 鱈塚山系から始まる自然景観の恵みを守り、活かす
 - ② 四季を感じる事ができるみどりと花の景観を守り、活かす
- (2) 文化・歴史が引き継がれる暮らし ～郷土芸能、風習などがある暮らし～
 - ① まちの歴史や風格が感じられる景観を守り、活かす
 - ② 棒踊りなどの郷土芸能を継承し、六月灯、盆灯ろうなどの地域が主体となった伝統行事を守り、紡ぐ
 - ③ ひとがゆるやかに関わる暮らしを守り、活かす
- (3) まちなみと暮らし ～豊かなくらしとともにある住宅、産業、公園、道路など～
 - ① ゆったりとしたまちなみを守る
 - ② 憩いの景観を守り、活かす
 - ③ 暮らしをつなぐ道の景観を守り、活かす
 - ④ 里山をつくる集落や田園風景を守り、活かす
- (4) よい眺めのある暮らし ～たからものの眺望がある日々の暮らし～
 - ① それぞれの地域で大切に思っている霧島山の眺めを守り、活かす
 - ② 身近な山なみの眺めを守る

また、町内はおおむね「みどりと里山ゾーン」と「居住と田園ゾーン」2つのゾーンがあり、良好な景観づくりのために、大切にしたいことをまとめています。

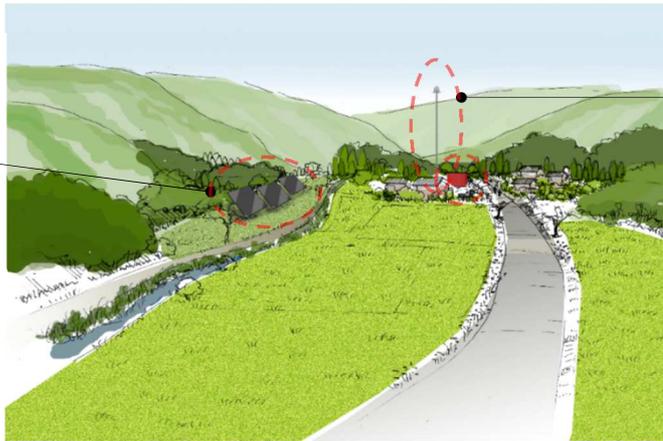
(1) みどりと里山ゾーン

本町の豊かな自然環境の源となる「みどり」ゾーンと都市計画法の用途地域外の既存集落とその周辺の豊かな田園や森林を含む「里山」ゾーンです。

「豊かな自然環境と調和した景観を守る」

建物や工作物などは森林や田園と違和感がないように色や素材を選び、高さや配置に注意しながら生け垣などの目隠しを行うなど配慮して欲しい。

建物や工作物の配置や高さ、色など、周辺の自然環境に配慮しましょう



建物や工作物の色、素材は森林や田園と違和感のないよう調和を考えながら選びましょう

(2) 居住と田園ゾーン

人口の増加傾向を支える都市計画区域内の住宅地とその周辺の豊かな田園が広がるゾーンです。遠景には、霧島山など都城盆地の山なみが見えます。

「ゆったりとした居住空間と田園景観の調和を図る」

建物や工作物などは低層住宅や田園と違和感がないように色や素材を選び霧島山の眺望を守るため高さや配置に配慮して欲しい。

遠くにみえる霧島山の稜線を遮らないような施設の高さや配置にしましょう

広告塔などの位置は、霧島山の眺めなどに配慮して位置や色を検討しましょう



建物や工作物の色、素材は低層住宅や田園と違和感のないよう調和を考えながら選びましょう

4. 公共施設に求められていること

公共施設は、年齢や性別に関わらず、様々な生活スタイルの人が利用または通過する場です。防災機能や交通施設としての役割は基本として、本町を印象づける空間としての役目を持つことも多いものです。

また、整備したら数十年は維持管理していく義務も発生するため、工事費など整備経費に加え、維持管理経費を考慮した設計であることが求められます。これは、SDG s (Sustainable Development Goals:持続可能な開発目標) の根幹にある「将来世代のニーズを損なわずに、現在世代のニーズを満たす開発」でいう「持続可能な開発」にも通じる考え方です。

このようなことから、公共施設を整備する場合は、「企画・構想・計画」「設計・施工」「維持・活用・管理」の段階において、次のことを踏まえて検討する必要があります。

(1) 「くらし」に寄り添い町民と利用者の視点で考える。

施設を利用する年代や境遇（ユニバーサルデザイン、交通手段、利用時間帯）を想定し、導線を考え、施設の配置などを決めましょう。

近隣で暮らす町民への影響を考慮しましょう。

(2) 時の流れを計算する。

年単位、季節の環境変化を調査しましょう。

消耗するものや定期更新が必要な設備は、台帳に記しましょう。

(3) 地域の環境と調和する。

計画地周辺を歩いて「遠景・中景・近景」で観察し、地域の環境に馴染ませましょう。

町主催のイベントに加え、地域で継承されている伝統行事や恒例行事などを調査しましょう。

(4) 管理者及び運営者の視点で考える。

維持管理方法も調査し、特異的なものは控えるか管理台帳に明記しましょう。

運営者が決定している場合は、「企画・構想・計画」「設計・施工」段階から運営者を交えて協議し、使いやすいものにしましょう。

(5) 持続可能な社会を目指し環境や健康などへ配慮する。

省エネ対応や太陽光発電施設など再生可能エネルギーを利用する場合は、耐用年数を考慮しましょう。

感染症対策を考慮した施設や設備にしましょう。(屋外利用、電源のセンサー式・非接触型など)

(6) 公共施設のコンセプトを決める。

町を代表するランドマークとしての役目、機能性や安全性の役割、にぎわい創出の演出、テーマカラーの決定など「維持・活用・管理」していく上でも重要なコンセプトを決めましょう。

第3章 公共施設の景観形成の基本方針

「三股町景観まちづくり計画」で定めた、みまたの景観まちづくりのテーマ『「めぐみ」と「くらし」で織りなす みまたんはあと』を実現するために、本町の「くらし」の中にある「自然」「文化・歴史」「まち」「眺め」の4つの特性に対し公共施設として担っている景観形成の先導的な役割を果たすことを目指し、次の基本方針を定めます。

(1) 地域性を活かし「くらし」に寄り添う。

～「自然とくらし」「文化・歴史が引き継がれるくらし」～

- ①地域の景観に配慮し、馴染ませる。
- ②地域のくらしの中にある文化や歴史を尊重する。

(2) 町民に長く愛着をもたれる。

～「まちなみとくらし」～

- ①基本的に飽きのこないシンプルなデザイン・設え（※）とする。
- ②長期的な維持管理を適切に行う。
- ③持続可能な社会を目指し環境へ配慮する。

(3) 安全性や機能性と良好な景観の両立を図る。

～「まちなみとくらし」～

避難所機能も兼ね備えることを基本にユニバーサルデザイン、感染症対策などを考慮し安全性と機能性を検討する。

(4) よい眺めを守り、活かす。

～「よい眺めのあるくらし」「文化・歴史が引き継がれるくらし」～

- ①地域が大切に思っている山なみの眺めを守るような配置や形状とする。
- ②地域が大切に思っている山なみの眺めを活かせるように施設内に視点場を設定する。

(5) 地域のシンボルとなること目指す。

～「まちなみとくらし」～

シンプルなデザインのなかにもメリハリを考え、地域のシンボルとなることを目指す。

※「設え^{しつらえ}」：利用者や周辺環境に配慮し「もてなし」として設計したものとします。

第4章 公共施設の景観形成の考え方・留意点

公共施設について、Ⅰ「企画・構想・計画」Ⅱ「設計・施工」Ⅲ「維持・活用・管理」する段階において、基本方針に沿うための考え方や留意点を整理します。

なお、公共施設に共通した考え方のほか、「道路・橋梁」「公園」「公共建築物」に特徴的なものを記載しています。

また、各事項に担当部署で景観形成について「考えたこと」や「配慮したこと」を記録できる欄を設けています。

Ⅰ「企画・構想・計画」

(1) 公共施設の機能や役割を明確にする。

公共施設に求められている機能性や景観まちづくりにける役割を事前調査などの結果を基に明確にし、コンセプトを決めましょう。

(2) 周辺景観や地域の文化などを把握する。

樹木・花、地形、環境など地域特有の要素がないか、地域で行われている伝統行事やイベントなどの開催時期や場所について、地域住民から聞き取る場を設けるなど周辺の「暮らし」の風景を把握しましょう。

計画地を歩き、周辺に景観重要公共施設や地域が大切にしている場所がないか山なみの眺めを確認し、遠景・中景・近景の視点で計画地の見え方、計画地からの見え方を調査しましょう。

(3) 基本は周辺景観と調和させる。

原則、周辺景観との調和に配慮し、地域に馴染むように計画しましょう。

(4) 「維持・活用・管理」まで長期的に考える。

安全性、経済性、運営者もしくは利用者の利便性など事業関係者間で協議し総合的に考えましょう。

(5) 町民や専門家等との協働・連携を図る。

町民に長く愛着をもたれる公共施設とするため、「企画・構想・計画」の段階から町民と話す場を設け、重要なポイントは計画に反映するよう努めましょう。

地域のシンボルとなるような景観形成における先導的役割のために、積極的に景観アドバイザーや大学などの専門家と連携しましょう。

にぎわい創出の目的でランドマークとしたい公共施設については、専門家に意見を聴取するなど洗練され優れたデザインとなるよう計画しましょう。

II 「設計・施工」

(1) 地域性を活かし、周辺景観と調和させる。

地域で大切に思っている眺めを活かすように施設内に視点場を設けましょう。よい眺めを阻害しないように施設の配置や高さなどは圧迫感のないように工夫しましょう。

特に、景観重要公共施設や地域で大切にしている場所そのもの、もしくは隣接している場合は、使用する素材や施工法など配慮して選定しましょう。

工作物や付属物などは、本当に設置すべきものか、計画地で十分に検討を行いましょう。

(2) 時の流れを計算する。

長期的な視野に立った維持管理や活用のために、年・季節・時間の流れの変化を見据えたデザインとします。

施設に求められている機能性や安全性を担保するため、素材や設備について十分に検討しましょう。

(3) 公共施設における色彩の秩序化を図る。

色彩として、その目的によって色彩の考え方は大きく変わります。色彩は、原則「三股町景観まちづくり計画」の「資料編-3 景観色彩の捉え方」に基づき、三股町景観色彩基準内の色彩（以下、「景観色」という。）を採用しましょう。

(4) 庁内や関係機関との施工時期の調整を行う。

同じ場所を違う部署などが短期間で複数回施工することは、住民への不便や非経済であり、例えば道路舗装の出来上がりに切れ目が生じるなど維持管理上も段差発生の要因になりかねません。道路舗装や区画線の施工時期など関係機関と事前に調整しましょう。

①-1 道路

◇道路線形

地形の改変を可能な限り抑え、地形を生かした線形、周辺の自然景観や景観重要公共施設などの道路からの見え方に配慮する。

◇舗装

- ・安全で快適な歩行性と走行性を確保する。
- ・素材、意匠、色彩は周辺景観と調和するよう配慮する。
- ・通学路に引く「グリーンベルト」や自転車通行帯などのようなカラー舗装や路面標示の色彩は、町内で統一します。
- ・維持管理を考慮し、将来入手困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。

◇法面・擁壁

- ・できる限り現況の地形になじませる緩やかな勾配となるよう配慮する。
- ・長大な壁面により圧迫感が生じないように配慮する。
- ・周辺景観との調和に配慮する。

◇高架線・歩道橋

- ・圧迫感や威圧感を与えないよう配慮する。
- ・素材、構造形式、色彩を総合的に検討し、橋全体を桁下や遠景など様々な方向から見た場合の見え方を想定し設計する。

◇道路付属物・占用物

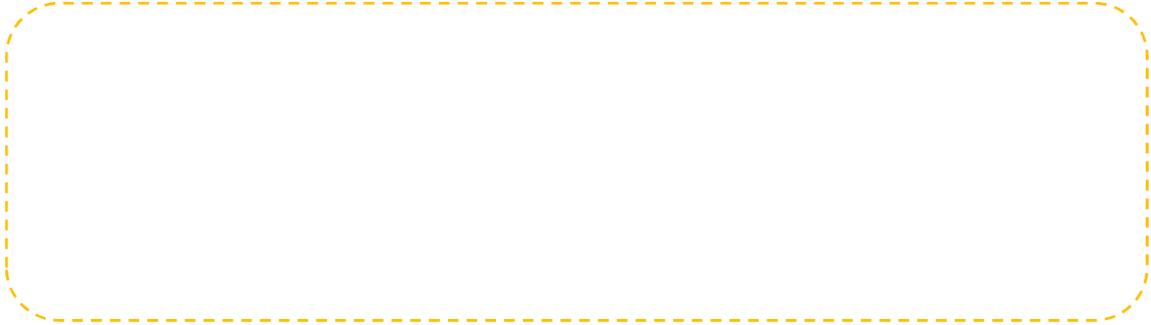
- ・防護柵や街路灯、足元灯などの夜間照明は、対象者を明確にし、安全で快適な走行性や歩行性を確保したうえで、シンプルなデザインを選定し、周辺環境との調和を図る。
- ・夜間照明の点灯時間、照射範囲、照明色の設定は、対象者のニーズと周辺環境との調和や近隣住民への影響を考慮し選定する。
- ・色彩は、周辺環境と調和する景観色の採用を検討する。
- ・特に、都市計画マスタープランで位置づけた中心地ゾーン内の集客施設周辺では無電柱化（電線及び地上機器の地中化）を検討する。

◇街路樹

- ・樹種の選定や配植は、「成長した後の樹形や根の変化」「四季の移ろい」「道路と住宅地との調和」「安全性」を考慮する。

◇歩道

- ・通学路は、安全性を第一に考え、バリアフリーなどフラット化を目指す。
- ・公共施設が集まる地域では、回遊性を考え「歩かせる仕掛け」を検討する。



①-2 橋梁

◇橋梁本体

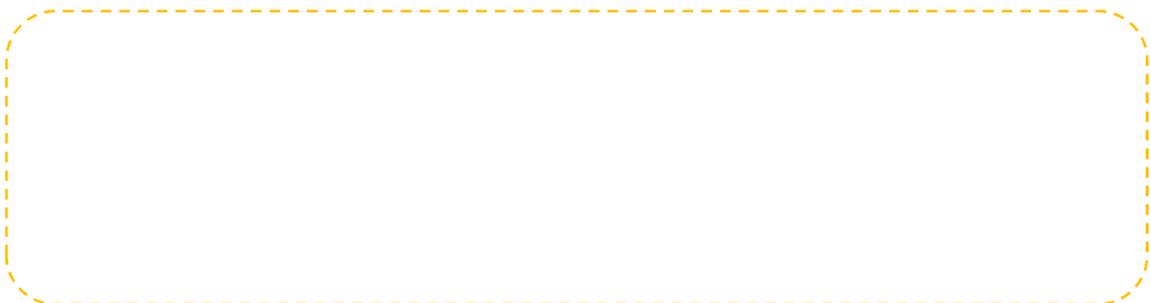
- ・安全性や機能性を重視し、シンプルなデザインとする。
- ・桁側面や橋脚は、桁下からの見え方に配慮し、すっきりとさせる。
- ・石造橋は、専門家の意見を求めるなど、石造りの意匠を継承しながら安全性を確保する。

◇橋梁付属物

- ・高欄は、過度な装飾は控え、シンプルなデザインとする。
- ・照明柱は、連続する道路と色彩を調和させ、橋梁全体や道路との連続性に配慮する。
- ・夜間照明は、安全で快適な走行性や歩行性を確保する。
- ・色彩は、周辺環境に配慮し景観色を検討する。

◇その他添架物

- ・橋梁添架を行う場合は、桁間に設置できる構造形式を採用し、添架管の色彩や素材を橋梁と合わせるように調整するなど、目立たないように配慮する。



②公園

◇植栽・緑化

- ・樹種の選定や配植は、「成長した後の樹形や根の変化」「四季の移ろい」「園内からの眺め」「近隣住宅地や道路への影響」を考慮する。
- ・憩いの場所や観光施設であることが多いため、利用者が休む木陰として演出する。
- ・樹種による寿命や剪定方法など、樹木医などの専門家に意見を聞きながら、維持管理や更新を行う。

◇園路

- ・道路からのアクセス性と出入口の安全性を考慮した導線とする。
- ・素材、意匠、色彩は周辺景観と調和するよう配慮する。
- ・適切なサインの設置や段差のないアプローチなどユニバーサルデザインを導入する。

◇建築物

- ・周囲の樹木の高さを超えない規模とするなど、全体バランスに配慮する。
- ・外壁は、シンプルで落ち着いた形態・意匠を採用し、公園内の自然との調和を図る。基本的に、モザイク絵などは書かない。
- ・公園内の建築物は、統一性のあるデザインや色彩とする。
- ・展望所を設置する場合は、目標物を設定した視点場としての配置を十分に検討する。

◇工作物・占用物

- ・柵、照明柱等は、過度な装飾は避けシンプルな形態・意匠とし、色彩は園内と統一感のある景観色を採用する。
- ・夜間照明の点灯時間、照射範囲、照明色の設定は、対象者のニーズと周辺環境との調和や近隣住民への影響を考慮し選定する。
- ・ベンチなどの休憩スペースは、視点場として落ち着きのある空間となるようデザインする。
- ・遊具は、安全性や長期的な維持管理を考慮した規格を採用し、色彩は低彩度なものを選定し、周辺景観との調和に配慮する。
- ・自動販売機を設置する場合は、景観色の採用や自然素材で囲うなど、周辺景観との調和に配慮する。

◇駐車場

- ・ 柵、フェンス、照明柱等は、過度な装飾は避けシンプルな形態・意匠とし、色彩は景観色を採用する。
- ・ 夜間照明の点灯時間、照射範囲、照明色の設定は、対象者のニーズと周辺環境との調和や近隣住民への影響を考慮し選定する。
- ・ 利用者の利便性や安全性を考慮した配置とし、台数は平準な利用車数を想定し整備する。
- ・ 車止めの適切な設置や隣接して住宅がある場合は、夜間に自動車のライト遮蔽を考慮した外周フェンスとする。



③公共建築物

◇配置・規模

- ・ 敷地改変を最小限に抑えるなど、自然地形を生かした計画とする。
- ・ 道路や隣地境界から建築物を後退させ、外構計画と連携したオープンスペースを設けるなど、ゆったりとした空間を創る。
- ・ 公園や広場等と隣接する場合は、連続性や調和に配慮する。
- ・ 山なみなどのよい眺めを阻害しないように施設の配置や高さなどは圧迫感のないように工夫する。

◇形態・意匠・色彩

- ・ 全体的に落ち着いた形態・意匠・色彩にするとともに、必要に応じて建築物の一部にアクセントを用いることなどにより、地域のシンボルとなるよう努める。
- ・ 屋上設備、避難施設などは、道路などの公共空間から見えにくい位置に設置する、もしくは建築物と一体的な形態・意匠・色彩の採用やルーパーなどの設置により、見えにくくなるよう配慮する。
- ・ 地域に新しい景観を創出するようなシンボル性の高いデザインを用いる場合は、事前に十分検討し、広報などにより町民に目的などの周知を図る。

◇素材

- ・耐久性や耐候性を十分考慮して素材を選定する。
- ・周辺景観、地域の歴史や文化を踏まえた素材の活用に努める。
- ・自然景観との調和が重視される場合や親しみやすさが求められる建築物については、木材の利用を検討する。
- ・維持管理を考慮し、将来入手が困難になることが想定される特殊な素材の採用を避ける。

◇外構

- ・隣接する敷地や周辺道路など一体性や連続性に配慮する。
- ・ゆったりとした空間にするため、柵・フェンスなどを設ける場合は、道路に対し閉鎖的にならないように配慮する。
- ・敷地内に地域のシンボルとなっている樹木などがある場合は、できる限り保全・活用する。
- ・敷地の外周に樹木を植栽する場合の樹種選定や配植は、「成長した後の樹形や根の変化」「四季の移ろい」「敷地内からの眺め」「近隣住宅地や道路への影響」を考慮する。
- ・夜間照明などにより、昼間とは異なる夜間景観の演出を高める。
- ・夜間照明の点灯時間、照射範囲、照明色の設定は、対象者のニーズと周辺環境との調和や近隣住民への影響を考慮し選定する。



Ⅲ「維持・活用・管理」

(1) 施設整備の意図やコンセプトを継承する。

I「企画・構想・計画」II「設計・施工」段階における景観形成上の意図の把握に努めましょう。

把握できる書面などが無い場合は、施設の現状や周辺景観、歴史、文化を考慮し、景観形成上の考え方を整理し書面に記しましょう。

(2) 既存の素材や施設を活用する。

増改築や改修などを行う場合には、当初整備時の景観形成上の意図に沿って計画しましょう。

使用されている材料・施設の機能性や耐久性が十分な場合は、極力再利用するよう努めましょう。

(3) 定期的に時代にあったデザインを検討する。

経年による劣化や維持管理上の課題、利用形態の変化などによって、増築や新しいデザイン要素を導入する場合は、当初の景観形成上のコンセプトを把握した上で、改めて景観形成の検討を行いましょ。

(4) 地域住民と町が一体となって景観形成を考え、協働による維持・活用・管理を推進する。

地域団体が、公共施設の維持管理をしやすいように備品の貸し出しや支援を行いましょ。

公共施設を活用した地域のイベント利用や景観形成の活動について、町内外で活動する団体の事例や景観アドバイザーの助言などを参考に一緒に知恵を絞って、創出しましょ。

景観形成活動について、積極的に町内外に情報発信しましょう。



(5) 次世代に引き継いでいく。

補修、改修、更新などを行った場合は、振り返りしやすいように各種管理台帳に追記し、更新年数や特殊な取扱いが必要な注意事項など引き継いでいきましょう。



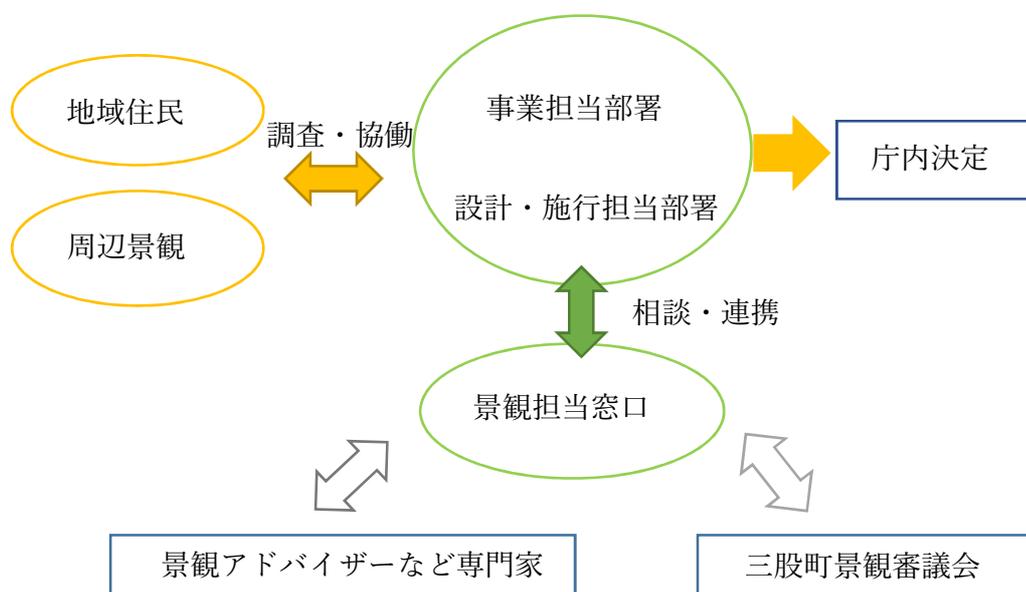
第5章 事前相談の手続きと連携体制

1. 事前相談の手続き

第1章「適用の範囲」のうち、適用の対象事業については、周辺景観の調査などを行った後、景観担当窓口へ随時相談を求めるものとします。

景観担当窓口では、担当部署と一緒に景観形成について検討し、必要に応じて景観アドバイザーなどの専門家と連携し助言や提案を求めるものとします。

規模や周辺に与える影響が大きい施設に関しては、適宜、三股町景観審議会への諮問を行います。



2. 庁内の連携体制の強化

庁内で行っている「町道路調整会議」の場を活用するなど年に2回程度、関係課や関係機関と施設整備の進行状況や道路舗装、区画線の範囲や施工時期などの情報共有や景観形成の事例紹介を行い、連携体制の強化を図ります。

三股町公共施設の景観形成引継ぎシート（案）

作成年月日： 年 月 日 作成部署及び担当者： 課

1 基本事項

施設名	
事業担当課	
施設の位置	
施設の種類	<input type="checkbox"/> 道路・橋梁 <input type="checkbox"/> 公園 <input type="checkbox"/> 公共建築物
共通要素別の項目	<input type="checkbox"/> 建築物 <input type="checkbox"/> フェンス類 <input type="checkbox"/> ポール類 <input type="checkbox"/> サイン類 <input type="checkbox"/> 橋梁 <input type="checkbox"/> 擁壁・護岸類 <input type="checkbox"/> 設備類 <input type="checkbox"/> 夜間照明 <input type="checkbox"/> 遊具類 <input type="checkbox"/> 舗装類 <input type="checkbox"/> 樹木等 <input type="checkbox"/> 駐車場・駐輪場 <input type="checkbox"/> 色彩
上位計画等	
事業規模（予算額、継続も含む）	
三股町景観まちづくり計画上のゾーン	<input type="checkbox"/> 居住と田園ゾーン <input type="checkbox"/> みどりと里山ゾーン
景観重要公共施設の指定の有無	
他法による指定	<input type="checkbox"/> 文化財 <input type="checkbox"/> 自然公園
周辺の景観特性	<input type="checkbox"/> 景観重要公共施設に近接する。 （ ） <input type="checkbox"/> 棚田など里山が残る地域である。 <input type="checkbox"/> 町の顔となるランドマークである。 <input type="checkbox"/> 地域が大切にしている場所であるもしくは近接する。 <input type="checkbox"/> シンボリックなデザインを採用する。 <input type="checkbox"/> 集客施設である。 <input type="checkbox"/> 山なみの眺めを阻害する恐れがある。（大規模もしくは高層）
その他特記事項 ※利用者傾向、周辺景観の写真	

住民との協議、景観審議会、検討部会などの意見

課題等、次へ引き継ぐ事項

※出来高図面、写真を添付する。

編集：宮崎県三股町都市整備課

発行：宮崎県三股町

〒889-1995

宮崎県北諸県郡三股町五本松 1 番地 1

監修：宮崎大学地域資源創生学部 講師 尾野 薫

NPO 法人みやざき技術士の会 理事長 井上 康志